

逐条解説

富津市個人情報保護に関する 法律施行条例（案）

（令和5年4月1日施行）

富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

逐条解説

目次

第1条 趣旨	1
第2条 定義	2
第3条 不開示情報	3
第4条 開示請求の手続	6
第5条 開示決定等の期限に関する特例	7
第6条 開示請求に係る手数料等	9
第7条 訂正請求の手続	11
第8条 利用停止請求の手続	12
第9条 富津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問	13
附則	15

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の趣旨について規定したものです。

【解説】

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条及び第51条」により「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」が改正されました。この改正により令和5年4月1日から法が地方公共団体に直接適用され、個人情報の取扱いは、法に基づいて行うことになります。この条例は、法の施行に関し、法から委任され、又は許容されている事項について規定したものです。

個人情報等の取扱いは、国の個人情報保護委員会が作成する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」並びに本逐条解説に照らし、適正なものとしなければなりません。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第6条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

【趣旨】

本条は、この条例で使用する用語の定義について規定したものです。

【解説】

<第1項関係>

本項は、廃止前の富津市個人情報保護条例（平成16年条例第10号。以下「旧条例」という。）第2条第6号では、「実施機関」に「議会」が含まれていましたが、法第2条第11項第2号の規定により、地方公共団体の機関に議会が含まれないため、この条例は適用されず、富津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年富津市条例第〇号）により、運用することとなります。

なお、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第2条第1号の「実施機関」には「議会」が含まれています。

<第2項関係>

本項は、この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によることについて規定したものです。

第3条 不開示情報

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、富津市情報公開条例（平成16年富津市条例第9号）第7条第2号ただし書ウに掲げる情報（公務員等の氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。）に係る部分に限る。）とする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求があった際に法第78条第1項各号の不開示情報のほか、同条第2項の規定により、富津市情報公開条例の不開示情報との調整を図るために定めたものです。

【解説】

本条は、行政文書の開示請求があった際に富津市情報公開条例第7条第2号ただし書ウで原則開示することとなる「公務員の氏名」について、保有個人情報の開示請求があった際に同様の取扱いとするものです。

富津市情報公開条例第7条第1号の「法令秘情報」については、個人情報保護委員会から、「通常法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられることから不開示情報に加えることは許容されません。」との見解が示されているため、本条では規定していません。

【法第78条】

(保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある

もの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

法第78条第1項各号の説明については、国の個人情報保護委員会が作成する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」及び「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」を参照してください。

第4条 開示請求の手続

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求書に記載する事項について定めたものです。

【解説】

本条は、保有個人情報の開示請求書の記載事項は、法第77条第1項各号及び規則で定める事項としたものです。

【法第77条】

(開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2・3 略

【富津市個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）第3条】

(開示請求書等)

第3条 条例第4条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 前項に規定する事項のほか、開示請求書に、開示請求者が求める開示の実施方法を記載させることができる。

3・4 略

第5条 開示決定等の期限の特例

(開示決定等の期限に関する特例)

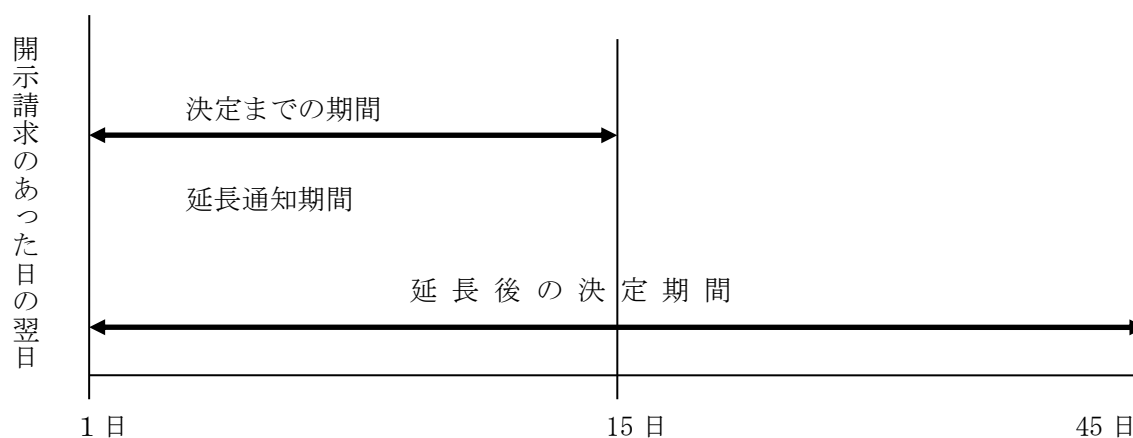
第5条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「富津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富津市条例第〇号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

【趣旨】

本条は、開示決定等の期限について定めたものです。

【解説】

本条は、開示決定等を行う期限を条例で規定することにより、法で定める30日より短い日数とすることが可能であることから、旧条例を踏襲し、開示決定等の期限を「開示請求があった日の翌日から起算して15日以内」とするものです。なお、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度とし、開示決定等を延長することができます。また、期間計算は、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により、「開示請求があった日」の翌日から起算します。



【法第83条及び第84条】

(開示決定等の期限)

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第6条 開示請求に係る手数料等

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないが、当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

【趣旨】

本条は、自己に関する保有個人情報の開示請求をした際の開示請求者が負担する手数料並びに写しの交付及び写しの送付に係る費用負担について定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

保有個人情報の開示請求に係る手数料は、旧条例による運用を踏襲し、無料とします。

【法第89条】

(手数料)

第八十九条 略

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3～9 略

<第2項関係>

保有個人情報の写しの交付に要する費用及び写しの送付に要する費用については、実費相当額を当該写しの交付を受ける者及び写しの送付を受ける者の負担としたものです。

1 写しの交付に要する費用

写しの交付に要する費用は、次のとおりであり、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければなりません(規則(案)第11条第2項)。

【規則(案)別表】

種 別		写しの作成方法		金 額
文書、図面、写真 又はフィルム		複写機により作成した 写し(A3版 以下)	単色刷	用紙1枚につき 10円
			多色刷	A4版 1枚につき 50円
				A3版 1枚につき 80円
電 磁 的	(1) 用紙に出力し たもの	複写機により作成した 写し(A3版	単色刷	用紙1枚につき 10円
			多色刷	A4版 1枚につき 50円

記録媒体		以下)		A 3 版 1 枚につき 80円
	(2) (1) 以外の電磁的記録媒体	光ディスクに複写したもの		光ディスク 1 枚につき 200円
備考	用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を1枚として算定する。			

2 写しの送付に要する費用

写しの送付に要する費用は、送付時点における郵便料金とし、納付書又は郵便切手で納付するものとします（規則（案）第11条第3項）。

【法第87条】

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2～4 略

【令第28条】

（写しの送付の求め）

第二十八条 略

2・3 略

4 地方公共団体の機関の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該地方公共団体の規則で定める方法により納付しなければならない。

5・6 略

【規則（案）第11条第3項】

（写しの交付及び送付に要する費用）

第11条 略

2 略

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法とする。

第7条 訂正請求の手続

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【趣旨】

本条は、自己の関する保有個人情報の訂正請求書に記載する事項について定めたものです。

【解説】

本条は、保有個人情報の訂正請求書の記載事項は、法第91条第1項各号及び規則で定める事項としたものです。

【法第91条】

(訂正請求の手続)

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由

2・3 略

【富津市個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）第12条】

(訂正請求書等)

第12条 条例第7条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求の年月日
- (2) 訂正請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2～4 略

第8条 利用停止請求の手続

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

【趣旨】

本条は、自己に関する保有個人情報の利用停止請求書に記載する事項について定めたものです。

【解説】

本条は、保有個人情報の利用停止請求書の記載事項は、法第99条第1項各号及び規則で定める事項としたものです。

【法第99条第1項】

(利用停止請求の手続)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2・3 略

【富津市個人情報の保護に関する施行規則（案）第8条第18条】

(利用停止請求書等)

第18条 条例第8条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求の年月日
- (2) 利用停止請求者の連絡先
- (3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあつては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2～4 略

第9条 富津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

(富津市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年富津市条例第〇号）第2条に規定する富津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

【趣旨】

本条は、富津市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）（令和4年富津市条例第〇号）第2条に規定する富津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる事項を定めたものです。

【解説】

<第1号関係>

この条例を改正又は廃止しようする際に、その内容を審査会に諮問できる旨を定めたものです。

<第2号関係>

法第66条第1項の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする際又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）第12条の規定による個人番号の適切な管理のために必要な措置の基準を定めようとする際に、その内容を審査会に諮問できる旨を定めたものです。

【法第66条】

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 略

【番号利用法第12条第1項】

(個人番号利用事務実施者等の責務)

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

<第3号関係>

市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする際に、その内容を審査会に諮問できる旨を定めたものです。

<第4号関係>

地方公共団体が行う個人情報の保護に関する施策等（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護、区域内の事業者等への支援及び苦情の処理のあっせん等）を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに、その内容を審査会に諮問できる旨を定めたものです。

【法第3章第3節】

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則 第1条 施行期日

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、この条例を施行するために必要な付随的事項について規定したものです。

【解説】

この条例は、令和5年4月1日から施行するものとします。

附則 第2条 富津市個人情報保護条例の廃止

(富津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）は、廃止する。

【解説】

本条は、法の改正に伴い当該法律が直接地方公共団体に適用されることになったため、現行条例を廃止することについて規定したものです。

附則 第3条 富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置

(富津市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の富津市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条の規定による当該事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

(2) この条例の施行の前に旧実施機関から委託を受け、旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第28条に規定する費用負担を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、富津市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【解説】

<第1項関係>

本項は、この条例の施行の日前に旧条例第14条の規定による職務上知り得た個人情報の取扱いについては、この条例の施行後も、なお従前の例によるものとし、当該個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを実施機関の職員(退職した職員を含む。)及び委託を受けた事業者等に義務付けるものです。

＜第2項関係＞

本項は、この条例の施行の日前に旧条例第15条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止の取扱いについては、なお従前の例によるものとした規定です。

＜第3項関係＞

本項は、この条例の施行の前に知り得た個人情報を利用し、旧条例第56条で行われた違反行為の罰則について規定したものです。

＜第4項関係＞

本項は、この条例の施行の前に知り得た個人情報を利用し、旧条例第57条で行われた違反行為の罰則について規定したものです。

＜第5項関係＞

本項は、施行前の違反行為に対する罰則の経過措置について、市内のみならず市外において第3項及び第4項の罪を犯した者にも適用する旨を規定したものです。

＜第6項関係＞

本項は、この条例の施行前において旧条例で行われた違反行為の罰則については、なお従前の例によるものとした規定です。

附則 第4条 富津市介護保険条例の一部改正

(富津市介護保険条例の一部改正)

第4条 富津市介護保険条例(平成12年富津市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の見出しを「(個人情報の提供)」に改め、同条中「、富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)第9条の規定にかかわらず」を削り、「居宅介護支援又は」を「居宅介護支援及び」に、「富津市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

【解説】

本条は、この条例の制定に伴い現行条例を廃止することから、引用している当該条例の規定を削ること及び当該条例で定義した用語を法の用語に改めることについて規定したものです。

**附則 第5条 富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
条例の一部改正**

(富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年富津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第6号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。)」を加え、「及び情報の公開」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定施設の管理における情報の公開に関する事項

第15条の見出し中「保護」を「安全管理」に改め、同条中「富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)第5条」を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項」に、「必要な措置を講じなければならない」を「準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする」に改める。

【解説】

本条は、附則第4条と同一に当該条例において「個人情報」の規定について明確にするため法で規定する定義を示したこと及び現行条例で定義した用語を法の用語に改めることについて規定したものです。